

能代都市計画区域及び二ツ井
都市計画区域の変更について

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域の
変更について（諮問）

都市計画区域を別紙のとおり変更したいので、都市計画法第5条
第6項において準用する同条第3項の規定により、貴審議会の意見
を求めます。

平成24年7月19日審議

秋田県都市計画審議会会長

能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域の変更について（秋田県決定）

1 都市計画区域の名称

能代都市計画区域 11,059ha

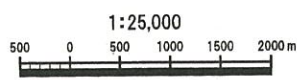
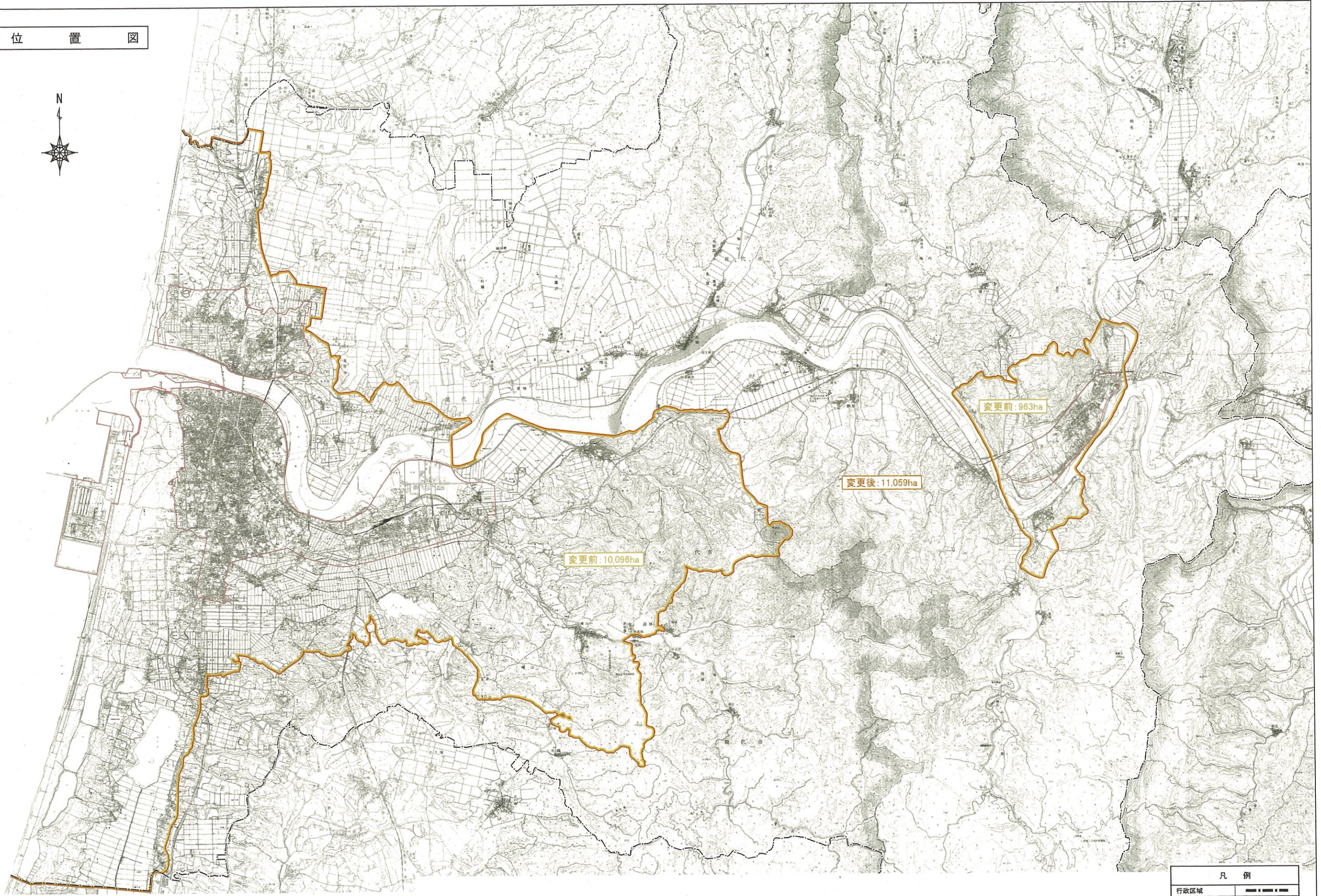
2 都市計画区域に含まれる土地の区域

別添図面のとおり

3 変更しようとする理由

能代市は、平成18年3月の市町村合併により、能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域の2つの都市計画区域を有することになったが、新市の地理・地形や土地利用状況・生活圏の形成状況を勘案すると、一体の都市として整備・開発及び保全を図ることが望ましく、新たな都市計画区域の枠組みが必要となった。

以上のことから、能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域を統合し、1つの都市計画区域として再編するものである。



凡 例	
行政区域	——
都市計画区域	——
既都市計画区域	——
用途地域	——